

仙台市放課後子ども総合プラン実施方針の
取組みに関する提案（案）

テーマ： 児童クラブと放課後子ども教室のコロナ
禍における事業運営について

令和〇年〇月〇日

仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会

【 目 次 】

1	はじめに.....	1
2	委員会における審議経過.....	2
3	コロナ禍における両事業の運営と感染症対策.....	3
3.1	感染拡大による休止等.....	3
3.2	両事業における主な感染症対策.....	5
4	両事業のコロナ禍における事業運営に関する調査.....	6
5	コロナ禍における両事業の課題.....	7
5.1	児童クラブについて.....	7
5.2	放課後子ども教室について.....	10
6	今後を活かしていくべき取り組み.....	13
6.1	児童支援・保護者支援について.....	13
6.2	施設・機能について.....	15
6.3	職員の業務負担について.....	17
6.4	各教室間での情報共有について.....	17
7	今後に残された両事業の課題.....	18
7.1	児童クラブについて.....	18
7.2	放課後子ども教室について.....	18
8	おわりに.....	20

1 はじめに

子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、少子化の進行、女性の就労拡大、核家族世帯の増加など、様々な変化に直面しています。こうした中、次代を担う大切な存在である子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、共働き家庭等におけるいわゆる「小1の壁」を打破する観点から、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことのできる環境の整備が求められています。

国においては、平成30年9月、放課後児童健全育成事業（以下「児童クラブ」という。）の待機児童の早期解消、児童クラブと放課後子ども教室（地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動等を行う事業。）の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」が、旧プランに代わるものとして策定されました。

市町村の取組みについては「市町村行動計画」や「市町村子ども・子育て支援事業計画」に盛り込むこととされていることから、本市においては、令和2年3月、この計画等の位置づけを持つ計画として、「仙台市すこやか子育てプラン2020」を策定しました。また、「仙台市すこやか子育てプラン2020」に掲載される取組みの実現に向けて、その具体的な方策等を定めるため、本委員会において、令和2年3月、「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針（以下「実施方針」という。）」を策定しました。

そうした中、令和元年度末に新型コロナウイルスが全国的な広がりを見せたことから、本市においては、令和2年3月の市内小中学校等の一斉休校により、放課後子ども教室を含め学校を活動場所とする生涯学習事業が中止となりました。一方、児童クラブにおいては、児童館において感染拡大防止を目的とした児童同士の適切な距離を確保するため、児童クラブ以外の事業を休止し、児童クラブを必要とする家庭の児童の受入れを行いました。

これ以降、両事業の運営については、感染防止対策を考慮した、これまでとは違った児童との接し方や地域との関わり方が求められ、また、今後も新型コロナウイルスの感染防止対策を行いながらの事業運営は必須であることが想定されます。そのため、「児童クラブと子ども教室のコロナ禍における事業運営」をテーマとして取り上げ、コロナ禍における各事業の実施状況の変化や感染症への対応状況を検証した上で、実施方針を踏まえた各事業の取組み状況の整理により、今後の両事業の運営について検討することとしました。

2 委員会における審議経過

本テーマを委員会において検討するにあたり、以下のとおり審議を行いました。

① 令和3年度第1回委員会（令和3年10月26日）

令和元年度末から全国的に拡大した新型コロナウイルスの影響により、両事業の運営については、感染防止対策を考慮した、これまでとは違った児童との接し方や地域との関わり方が求められてきたことを踏まえ、令和3・4年度の審議テーマを「児童クラブと放課後子ども教室のコロナ禍における事業運営について」とし、新型コロナウイルス感染症によって新たに生じている課題への対応等について検証するとともに、実施方針を踏まえた両事業の運営について、委員会として提案を取りまとめることとした。

② 令和3年度第2回委員会（令和4年3月1日）

新型コロナウイルスによって新たに生じたマスクの着用や施設消毒といった課題への対応等について検証するため、コロナ禍における各事業の実施状況の変化等を把握することを目的としたアンケート調査を実施することとし、その内容について、意見交換を行った。

※新型コロナウイルス感染症拡大を受け、書面開催とした。

③ 令和4年度第1回委員会（令和4年8月30日）

令和3年度第2回委員会後に実施したアンケート調査結果から見えてきた各事業の実施状況の変化等を踏まえ、コロナ禍における両事業の課題、今後に活かしていくべき取り組み等について、意見交換を行った。

④ 令和4年度第2回委員会（令和4年11月29日）

両事業のコロナ禍における事業運営に関する提案書素案について、意見交換を行った。

3 コロナ禍における両事業の運営と感染症対策

3.1 感染拡大による休止等

(1) 児童クラブ

令和2年3月2日からの市内小中学校等の一斉休校を受け、児童クラブ以外の児童館事業を休止し、小学校の協力を得ながら児童クラブの利用を必要とする家庭の児童の受入れを行いました。

令和2年6月より小学校が再開したことに伴い、平日午前中の乳幼児親子の自由来館を再開しましたが、小学生の自由来館の受入れは休止したままとなりました。その後10月より土曜日に限り再開しましたが、自由来館の受入れにあたっては、保護者の同意書や利用者カードの登録を求め、来館者が特定できる対応を行いました。

令和3年3月26日の宮城県・仙台市緊急事態宣言発出を受け、再び児童クラブ以外の事業を休止しました。その後国によるまん延防止等重点措置の発出により休止期間が延長されましたが、解除に伴い5月12日からは平日午前中の乳幼児親子の自由来館を再開しました。宮城県・仙台市緊急事態宣言は6月13日付で解除となり、6月14日からは土曜日に限り小学生の自由来館の受入れを再開しました。

再び感染拡大の状況が発生したことにより、令和3年8月12日から9月30日まで宮城県・仙台市緊急事態宣言が発出されたため、その期間は児童クラブ以外の事業を休止しました。

令和3年10月1日より平日午前中の乳幼児親子の自由来館及び土曜日の小学生自由来館の受入れを再開し、その後12月1日からは土曜日の乳幼児親子の自由来館を再開しました。

令和4年1月30日に宮城県緊急特別要請が決定したことを受け、2月1日から再度児童クラブ以外の事業を休止しましたが、その後要請終了に伴い、3月22日からはそれまでの対応を再開しました。

この間、小学校での感染確認に伴う臨時休校が相次ぎ、児童クラブについても地域における感染拡大防止の観点から、臨時休業の対応を余儀なくされました。

令和4年7月頃より始まった新型コロナウイルス変異株（オミクロン株）のまん延による感染拡大は、1年の中で最も利用者が増える夏休み期間中を直撃しました。児童の充実した活動や感染者を出さないために、職員は毎日数回の消毒作業や児童同士の距離の確保、施設の換気といったあらゆる努力や工夫を重ねて、児童の受入れを行いました。

(2) 放課後子ども教室

市内小中学校等の一斉休校を受け、令和2年3月2日より放課後子ども教室事業を含め学校を活動場所とする生涯学習事業をすべて中止しました。中止に際しては、感

染予防措置の趣旨に鑑み、活動場所が学校施設外であっても、活動を自粛いただくようお願いしました。また、年度末及び次年度準備に係る事務作業については、事業中止期間に自宅等で行う事務作業等についても、コーディネーター等経費の支出時間とする特例措置を取る等、柔軟に対応することとし、感染拡大防止に努めました。

令和2年6月の小学校再開に伴い、放課後子ども教室事業も再開しましたが、再開にあたっては、すべての教室が一斉に同時期の再開とするのではなく、児童の安全を優先とし、必ず活動場所となる学校と再開時期等を相談した上で、それぞれの地域の実情に応じて再開することとしました。

令和3年3月26日より、宮城県・仙台市緊急事態宣言発出を受け、放課後子ども教室を含め学校を活動場所とする生涯学習事業をすべて休止し、その後、国によるまん延防止等重点措置の発出を受け、措置が解除される5月11日まで事業を休止しました。

令和3年8月20日に再度、国によるまん延防止等重点措置の発出があり、放課後子ども教室を含め学校を活動場所とする生涯学習事業をすべて休止しました。8月27日に、国による緊急事態宣言へ移行し、それらが解除となる9月30日まで活動休止期間が継続されました。令和3年10月1日の事業再開時点では、25教室中22教室が事業を再開している状況でした。

令和4年1月26日以降、変異株（オミクロン株）の感染が拡大し、子どもたちの間での感染が広がるという特性から市立学校の臨時休校が連日相次いだこと、また、家族内での感染が広がるという傾向から、私立高校の入試までの間、放課後子ども教室を含め学校を活動場所とする生涯学習事業をすべて休止することとしました。また、その後、令和4年2月1日より、宮城県緊急特別要請を受け、3月21日まで事業を休止しました。

コロナ禍2年目に入り、ワクチンの普及等により一定程度の新型コロナウイルス感染症の収束や、従来の活動再開が期待された令和3年度も、相次ぐ緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用、そして、子どもたちへの感染拡大が認められた変異株（オミクロン株）の出現により、放課後子ども教室は、1年間の約半分弱が、活動休止となる事態となりました。

3月22日からの事業再開や令和4年度当初には、通知の発出により、地域の活動者、学校、事業所管課である教育委員会生涯学習課とで、基本的な感染対策の徹底や放課後子ども教室において陽性者が発生した場合の対応フローについて、改めて共通理解を図る取り組みを行いました。

参加時の体温や体調の確認、コーディネーターや安全指導員等、活動者の健康チェックカードへの体温等の記入、手指消毒や三密回避、事前事後の消毒、換気の徹底、活動内容の工夫などさまざまな感染症対策を講じながら、地域の活動者の多大なるご尽力のもと、コロナ禍であっても、放課後の子どもたちの安全な居場所が確保されています。

3.2 両事業における主な感染症対策

それぞれの運営主体が、以下のような基本的な感染症対策を講じた上、両事業を実施しました。

- 手洗い・手指消毒・マスク着用の徹底
活動の合間に時間を設け、こまめな手洗いと手指消毒の徹底・指導を行った。また、マスクの正しい着用（鼻出しマスク・顎マスクの禁止）を徹底するための声掛けや、熱中症対策を意識したマスクの着脱指導を行った。
- 検温と体調管理
児童の入退時における検温と体調確認を行うとともに、職員等についても、検温等による体調管理や行動履歴の確認、体調不良時の抗原検査実施等により感染拡大の防止徹底を図った。
- 三密回避
教室形式の席配置や児童同士の距離を確保した昼食対応、時間を区切った遊びの実施等の対応を行った。また、校庭を使用できるときは外遊びを積極的に取り入れた。
- 利用自粛の働きかけ
メールや文書により、可能な範囲で利用自粛への協力を行った。また、利用者多数の場合は利用を断ることがある旨、利用者へ事前に通知した。
なお、児童クラブにおいては、令和2・3年度について、月間利用回数に応じた4段階の児童クラブ保護者負担金を設定し、利用自粛の働きかけを行った。
- 施設内や備品の消毒作業
接触箇所・使用した玩具等を中心に定期的な消毒作業を行った。中には施設や玩具に光触媒コーティングを実施したところもあった。
- 定期的な換気
2方向の窓を常時開け空気の入替えを図ったり、サーキュレーターや空気清浄機、24時間換気システムなどを活用したりした。

4 両事業のコロナ禍における事業運営に関する調査

コロナ禍における各事業の実施状況の変化等について現場の状況、意見等を調査することで、本委員会における議論の一助とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

(調査概要)

調査対象：児童クラブ 5館

- ① 北六番丁コミュニティ児童館（定員：93名）
- ② 新田児童館（定員：285名）
- ③ 通町児童館（定員：130名）
- ④ 原町児童館（定員：159名）
- ⑤ 人来田マイスクール児童館（定員：66名）

放課後子ども教室 2館

- ① 東宮城野あけぼの教室
- ② わいわいパーク黒松

調査方法：電子メールによる配付・回収

調査期間：令和4年3月15日～令和4年3月29日

回収状況：有効回収数 7件（有効回収率 100%）

調査項目：①児童・保護者について

- ②運営について
- ③ポストコロナについて
- ④その他

調査結果：別添「アンケート調査結果」のとおり

5 コロナ禍における両事業の課題

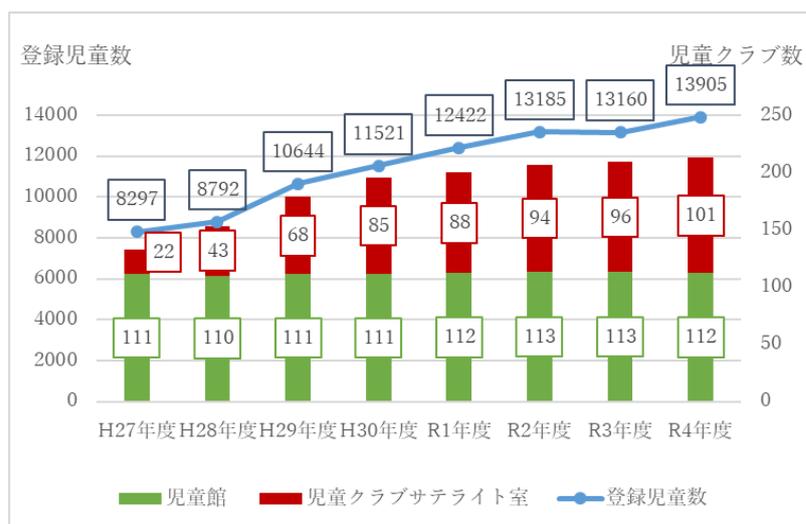
5.1 児童クラブについて

(1) コロナ禍以前より抱える課題

平成 24 年の児童福祉法の改正（平成 27 年 4 月施行）により、児童クラブの対象児童が「おおむね小学校 3 年生まで」から「小学校 6 年生まで」へ拡大されたことや、共働き・ひとり親世帯の増加などを背景に、本市児童クラブの登録児童数は年々増加しており、今年度は 13,905 人で、過去最高となり、平成 27 年度時点の 8,297 人から約 1.7 倍となっています。

また、登録児童数の増加の受け皿となる児童クラブ数も年々増加していますが、児童館の数に大きな変化はなく、児童館本館以外の場所に、児童クラブサテライト室^{※1}を増設して対応しているのが現状です。

図表 1 登録児童数と児童クラブ数の推移（各年 5 月 1 日時点）



※1 児童クラブサテライト室

児童館だけでは児童の受入れが困難な場合に、小学校の余裕教室やその他の公共施設、民間物件等を活用した児童クラブ専用の居室。

※2 要支援児

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童のほか、同等と認められた児童、また、発達の遅れ等により特別な支援が必要と認められた児童。

さらに、登録児童数の増加とともに、要支援児※2も増加しており、今年度は725名と、平成27年度の326人から2倍以上に増加しています。要支援児の増加に比例した要支援児対応の職員の確保・育成が必要となるとともに、学校や保育所、専門機関、放課後等デイサービス、保護者との連絡調整業務も増えています。

図表2 要支援児数と登録児童全体に占める割合の推移（各年5月1日時点）



(2) コロナ禍における課題

コロナ禍以前より前述のような課題を抱えていましたが、コロナ禍において感染拡大防止の観点から児童同士の適切な距離の確保が必要となり、やむを得ず児童館本館で実施する乳幼児親子や小中高生の自由来館等の事業を休止する等の対応に迫られたり、消毒作業等により児童館職員の業務量がさらに増加したりするなどし、課題がより顕著となりました。そのような状況と、本委員会にて実施したアンケート調査の結果とを踏まえ、以下の3点が課題として挙げられます。

① 児童支援・保護者支援について

(ア) マスク着用等に伴う弊害

コロナ禍において、マスクの着用は感染予防に欠かせないものとして、マスク越しでのコミュニケーションが当たり前の日常になりました。しかし、マスクを着用した状態での会話は顔の下半分が隠れているため、普段よりも相手の表情が読み取りづらい、互いの感情が伝わりにくいといったことがあり、会話内で相手の気持ちを読み取ることが難しくなっているという現状があります。また、遊び・活動にも制限せざるを得ず、活発な運動ができずに児童の体力低下につながっているという指摘もあります。

(イ) 様々な制限に伴うストレスの増加

自分自身や家族、友だちの感染に対する不安、感染拡大に伴う休校や行事の中止・縮小、さらには外出や活動の制限、マスクの着用など、コロナ禍において生

じた様々な制限により、児童の心の状態に大きな影響を与えていることが推測されます。そうした状況の中で、コロナ禍という終息が見えない長期的なストレスと、言語表現が未熟な児童がそうしたストレスを言葉で表現することが難しいことが相まって、暴力や喧嘩といった児童同士でのトラブルの増加につながっているとの意見もあります。

(ウ) 保護者への情報伝達機会の減少

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、児童の引き渡しを玄関先で行うこととしたことにより、児童クラブでの活動の様子を保護者へ伝える機会が減少しているという意見があります。

また、小学校や児童館で開催される懇談会の開催が見合わせになるなど、保護者同士の情報交換の場がなくなっていることへの不安を抱える保護者もいたという指摘もあります。

(エ) 家庭内トラブル等の増加

コロナ禍により、保護者の就労状況や家庭内の状況に大きな変化を与え、家庭内トラブルが増加したと言われていています。そうしたトラブルが、児童へ悪影響を及ぼしていないか心配する声が挙がっています。

また、感染対策の長期化に伴うストレスが、児童・保護者双方のメンタルヘルスの悪化へつながるのではないかととの意見があります。

② 施設・児童館機能について

(ア) 三密回避のための活動場所の確保

児童クラブでは、定員上限に近い児童の受入れを行っており、児童館という限られたスペースにおいて、いかに三密を回避し、感染予防対策に努めながら子どもたちの受入れを行うかが課題となっています。

(イ) 小中学生の自由来館（児童健全育成機能）の制限

令和2年3月より、児童クラブの受入れを優先するため、児童館事業である小中学生の自由来館の利用等の制限が続きました。児童クラブの活動場所としてだけでなく、地域の子どもたちの居場所としての機能を十分に果たすことができませんでした。

(ウ) 子育て家庭支援（子育て家庭支援機能）の制限

乳幼児親子の自由来館の制限がされた他、親子を対象とした行事（絵本読み聞かせ、リズム遊び等）、幼児クラブの開設、子育て相談といった子育て家庭の支援を十分に行うことができませんでした。こうした状況は、乳幼児親子の居場所減少につながっていると推測されます。子育て家庭からは、「他の家庭との交流の機会が減り、また、居場所そのものがなくなり、孤独に感じる。」といった声が挙がっていました。

(エ) 地域交流（地域交流推進機能）や異年齢交流機会の減少

コロナ禍の影響で様々な行事が中止となったり、少人数での活動を強いられたりしています。また、感染症拡大防止のため、外部の人が児童館に出入りすることを極力避ける必要があることから、地域の方を講師に招いた行事や学生のボランティアとの遊びの活動等、これまで地域の人材資源に支えられてきた行事や活動に制約が生じています。地域住民との交流や異年齢の交流活動の機会が減少している中で、感染予防の徹底を図りながらも、児童の遊びを充実させるために必要不可欠である地域人材を活用できる体制づくりの必要性について、多くの意見がありました。

③ 職員の業務負担について

(ア) 感染拡大防止対策に係る業務量の増加

児童館登館時における検温や健康管理の徹底、館内で子どもたちが頻繁に触れる場所や使用した玩具等の定期的な消毒作業等、児童館における感染拡大を防止するための対策を講じるために十分な時間と人員を割かなければならず、職員の業務量の増加につながっています。そのため、児童と向き合う時間が減ってしまう場合もありました。

(イ) 各種行事と感染対策との両立

コロナ禍により児童館行事や児童クラブ以外の事業について、その多くが中止となっていましたが、感染状況を踏まえ、再開について検討する際には、消毒作業や利用者間の距離の確保等の感染防止対策の徹底が求められ、以前よりも職員の負担が増えるとの指摘もあります。

5.2 放課後子ども教室について

(1) コロナ禍以前より抱える課題

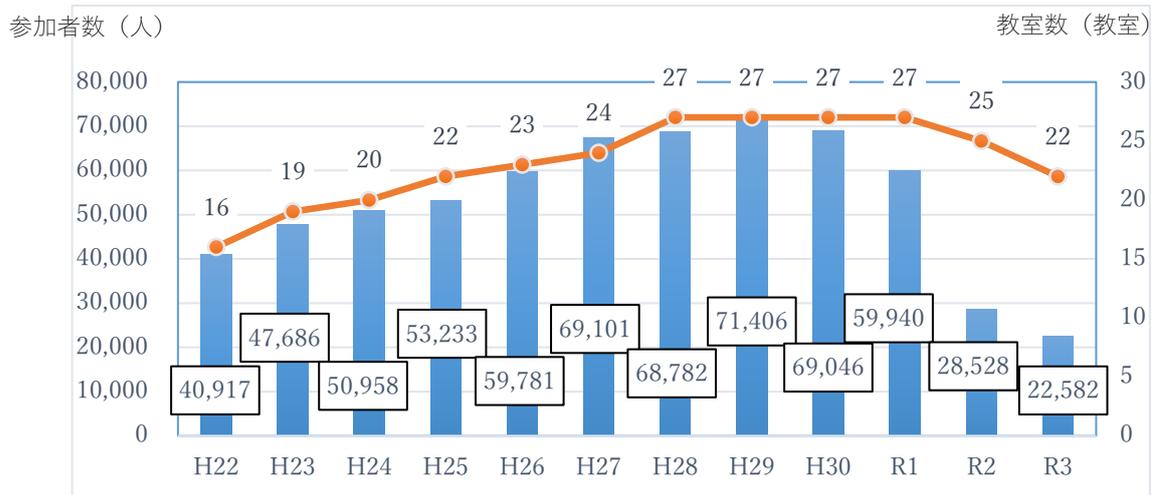
放課後子ども教室は、地域住民や保護者、学校等により組織される「運営委員会」が中心となり、地域の大人たちがコーディネーターとして、子どもたちの安全安心な居場所づくりをするとともに、地域に根ざした多様な体験・交流活動の機会や学習支援の場を提供する事業です。

子どもたちが自ら学ぶ力を身に付けさせるだけでなく、地域住民との交流の機会を提供している本事業は、地域で子どもを育む環境の充実にも繋がっており、仙台市教育構想が目指す「地域とともに歩む学校づくり」「学校を核とした地域づくり」にも寄与しているものと評価されます。

週末には、地域の市民センターやイベント会場など学校外で活動を行うこともありますが、平日の放課後の多くは、小学校施設を活動のフィールドとしています。そのため、事業の実施場所となる学校側の理解・協力を得ることを含め、地域の方々の協

力のもとに実施している事業であることから、地域との関係をさらに深め、事業を支援いただく地域の方々を確保していくことはもちろんのこと、円滑かつ充実した事業実施を支援するための情報提供、関係機関とのネットワーク構築を進めていく必要があると言えます。

図表3 子どもたちの参加者数と教室数の推移



(2) コロナ禍における課題

コロナ禍においては、学校教育の確保を最優先とするため、新型コロナウイルス感染症拡大時には、放課後子ども教室を含め学校を活動場所とする生涯学習事業は休止を余儀なくされ、図表3に示すとおり、一部教室では事業の再開に至らなかったほか、参加者数も大幅に減少しました。そのような状況と、本委員会にて実施したアンケート調査の結果とを踏まえ、以下の2点が課題として挙げられます。

① 児童支援・保護者支援について

新型コロナウイルスによってもたらされた、これまで経験したことのない日常生活上の制限や求められる新しい生活様式は、子どもたちにとって大きな不安や戸惑いの連続であり、児童支援における課題については、児童クラブと放課後子ども教室ともに共通のものが挙げられました。

5.1 (2) ①に記述のとおり、マスク着用による表情の読み取りづらさはもちろんのこと、子どもたちが互いのマスク着用の有無等についてセンシティブになる様子や、子どもながらにこの緊急事態を何とか乗り越えなければならないという大人びた表情も見られました。

また、密を避けるために玩具を撤去したり、子どもたち同士の距離を確保した活動によって、それまでコミュニケーションを取りながら遊んでいた日常が一変し、戸惑いやストレスを感じる子どもたちの姿も多く見受けられました。

② 持続的な事業実施に向けた各教室間の情報共有について

放課後子ども教室の活動内容は、「自由遊び」や「自主学習」といった子どもたちの自主的な活動を中心とするもの、「書道」「茶道」「折り紙」などについて、地域の方を講師に招いて講座を実施するもの、「地域の行事への参加」など、地域と一体となった体験・交流活動など、活動内容は教室ごとに異なっており、多岐にわたります。

特に、週末は地域人材を講師に招いて実施する企画や人と人との交流を主とする活動も多く、コーディネーターをはじめとする地域の活動者が、長年にわたって培ってきたネットワークや活動のノウハウは、それぞれの教室独自の魅力的な取り組みでもあり、今後も継続していただきたい素晴らしい活動です。

一方で、コロナ禍当初はそうした地域性や特色ある事業内容の制限や変更等が続き、地域の活動者も手探り状態で事業を実施している状況でした。コロナ禍にあっても、感染対策を徹底しながら、子どもたちの安全な居場所づくりを維持していくためには、どのような活動ができるのか、どのような工夫をしたらいいのかについての知恵や参考となる取り組みについて各教室間で情報共有していく機会づくりが一層重要性が高まりました。

6 今後に活かしていくべき取り組み

6.1 児童支援・保護者支援について

(1) 児童の理解・判断を助ける工夫

児童クラブと放課後子ども教室ともに、新しい生活様式に対応した感染予防対策の徹底を図る必要がある中で、児童がつい夢中になりすぎて、距離を縮め密になってしまったり、マスクの正しい着用が徹底できなかつたりしたということが少なくありませんでした。職員やコーディネーター等がその都度個別に声掛けを行うことに加え、「やさしい言葉」を用いたイラスト付きのポスターを掲示するなどして、児童の理解を深める手助けを行ったという事例がありました。

また、ソーシャルディスタンスの確保を徹底するため、立ち位置や座り位置に目印を付けるなどして、児童の判断を助けるような工夫を行ったという事例も見られました。こうした様々な工夫により、新しい生活様式が浸透していくと、次第に子どもたちによる自発的な感染対策の取り組みが見られる場面もありました。

図表4 「やさしい言葉」を用いたポスターや感染対策用のパーテーション



(2) 保護者への活動の周知

児童クラブにおいては、感染防止対策の一環として、お迎え時の児童の引き渡しを玄関先としているところが多く、保護者は児童の活動の様子が十分見ることができない状況となっています。そのような中で、その日の児童の様子をこれまで以上に保護者へお伝えできるよう、意識して対応しているという事例が多くありました。

また、玄関にホワイトボードを設置し、児童館での活動の様子が伺える写真やイベントの実施予定を掲示したり、お便りで積極的に情報を配信したりするなど、少しでも保護者が児童館のことを知り、安心してもらえるよう工夫した児童館もありました。

図表5 活動の様子を玄関に掲示（児童クラブ）



放課後子ども教室においては、学校を活動場所としていることから、学校教育を最優先とするため、感染状況等により直前での活動休止の連絡が保護者に届くことも少なくありませんでした。すぐにご理解をいただける保護者との信頼関係や連絡体制の構築は、コーディネーターの長年の取り組みの積み重ねによるものです。

また、子どもたち向けのクイズやおもちゃの貸し出しについて掲載したお便りを配布する教室もありました。クイズの回収先やお便りの掲示を学校図書室と連携して実施したことにより、放課後子ども教室の子どもたち以外の児童がクイズに参加したり、これまで図書室を利用していなかった子どもたちが学校図書室に足を運ぶようになるなど、子どもたちの読書活動推進にも非常に効果的な取り組みであると評価されます。活動休止期間でも、放課後子ども教室と保護者や子どもたちとのつながりを絶やさない取り組みや、コロナ禍での学校と地域の連携による取り組みは、緊急時だけでなく、平常時も取り入れられる活動の好事例として各教室間で情報を共有していくことが重要です。

図表6 クイズ形式のお便り（放課後子ども教室）



(3) 学校との連携強化

児童クラブでは、令和2年3月の小学校一斉休校を受け、小学校の協力を得ながら児童クラブの利用を必要とする家庭の児童の受入れを実施しました。それ以降、新型コロナウイルス感染者の共有に係る連携手順等の共通理解を図ったことで、適切な感染症拡大防止対策を講じることができました。今後、コロナ禍で強化された信頼関係をより深めていき、要支援児及び要支援家庭の支援等にもつなげていくことが重要です。

また、放課後子ども教室では、感染拡大による事業休止により、予定されていた企画の中止が余儀なくされましたが、学校に相談することで授業内で実施できた例もあり、地域と学校の連携協働による取り組み事例として評価されます。

6.2 施設・機能について

(1) 新たな行事企画や活動の工夫による両事業の機能向上

児童クラブでは、コロナ禍により自由来館の受入れが中止となったことから、自宅でも参加できるイベントとして、イラストコンクール等を実施したという事例がありました。このイベントには、児童クラブや自由来館を利用している児童はもちろん、そのきょうだいや友人などこれまで児童館に馴染みのなかった子どもたちも多く参加しており、地域に住む様々な年齢層の児童に向けた児童館の情報発信のきっかけにつながったと考えられます。

図表7 イラストコンクールの募集チラシと展示の様子（児童クラブ）



また、児童館にて地域との連携事業として毎年実施していた干し柿づくりについて、従来児童館にて利用者が地域住民の協力を得ながら干し柿づくりを体験し、地域

との交流会で地域住民とともに味わっていたものが、コロナ禍により地域住民の来館や飲食を伴うイベントの開催が難しくなったことから、必要な材料や作り方を地域へ配布する形へ変更して実施したという事例がありました。その結果、配布時に通りがかった地元商店の方やグループホームの利用者といったこれまで児童館と接点がなかった方々にもお渡しすることができ、新たなつながりが生まれたという事例もありました。

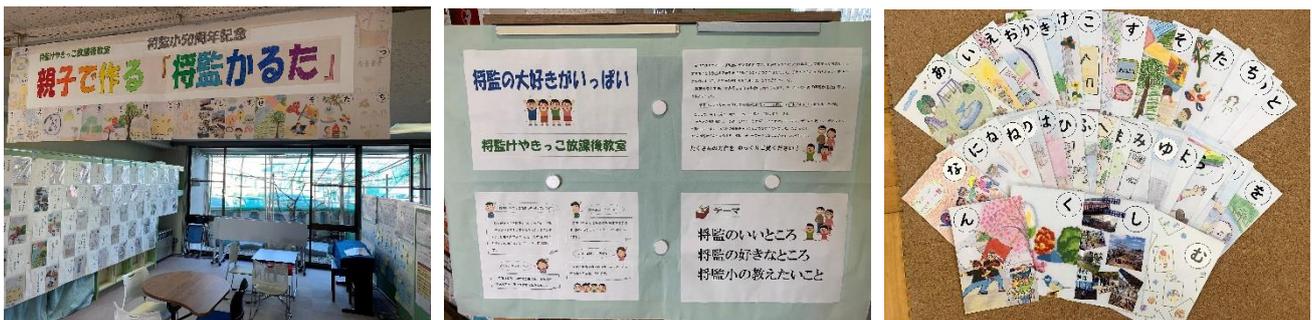
図表8 児童館の入口付近の廊下にて干し柿の材料等を配付（児童クラブ）



放課後子ども教室では、活動休止期間中も、“集まらない活動”として、メールで参加者を募り、自宅で過ごす時間の中で、親子で一緒にできる企画の工夫も見られました。また、これまで一堂に会して実施していた一つの企画を、学年ごとに分けて複数回実施するなどの取り組みも見られました。

「親子で将監かるた作り」では、親子で1文字分の読み札と取り札を自宅で作り、「いっぱい 笑顔あふれる 将監小」「すすんで元気に あいさつ 将監っ子」「つながる歴史 将監小は 五十歳（設立50周年記念）」など、学校や地域への想いが込められたかるたが作られました。かるた大会は感染症の影響により見送られましたが、校舎内に掲示することで、児童や大人たちを含め、地域の良さや歴史など新たな発見をしたり、再確認する機会となりました。

図表9 親子で将監かるた作り（放課後子ども教室）



コロナ禍をきっかけに、既存の行事や遊びの実施方法を変更したり、新たな企画を実施したりしたこれらの好事例は、感染拡大期間だけでなく学校の長期休業期間等においても活用できるよう、両事業間で広く共有していただくことが重要です。

6.3 職員の業務負担について

(1) 研修のオンライン化による受講の負担軽減

児童クラブでは、児童館職員の資質向上を図るための研修を感染拡大防止の観点から動画共有サービスを活用して実施したところ、「移動時間の削減につながり、直前まで児童対応にあたることができた。」や「時間を分けて、多くの職員が繰り返し内容を確認することができ、内容の理解につながった。」といった好意的な意見が多く寄せられました。今後、研修等を企画する際には、内容によってはオンラインの積極的な活用を検討することも重要です。

(2) 職員間の情報共有と業務分担の平準化

児童クラブでは、積極的疫学調査に対応するため、施設内の各室に情報共有用のノートを設置し、活動時間やその内容を記述することで、職員間での情報共有に役立てたという事例がありました。

また、各種報告や消毒作業に関するマニュアルを作成することで、業務を多くの職員で分担できるように工夫したという事例もありました。

こうした対応は、新型コロナウイルスへの対応だけにとどまらず、安心・安全な環境づくりや職員の業務負担軽減へとつながる取り組み事例として評価されます。

6.4 各教室間での情報共有について

放課後子ども教室では、三密回避のため、各教室からの参加者数は限定的でしたが、教育委員会主催のコーディネーター交流会の実施を通して、コロナ禍での取り組みの工夫を情報共有する機会づくりは、コロナ禍以前にも増して欠かすことができない大切な取り組みです。コーディネーター等から更なる共有を求める声もあることから、コーディネーター交流会の継続的な開催はもちろんのこと、職員が各教室を訪問し、他の教室への情報提供の橋渡し役となるなど更なる取り組みの工夫が期待されます。

7 今後に残された両事業の課題

7.1 児童クラブについて

児童クラブでは、定員上限に近い児童の受入れを行っており、児童館という限られたスペースにおいて、感染防止対策としての児童同士の適切な距離の確保が課題となっています。児童館事業である乳幼児親子や小中学生の自由来館の利用を制限せざるを得ない状況があったことも踏まえ、児童の生活の場・遊び場として安全・安心に健やかに育つことのできるより良い環境をどのように整えていくのか、今後十分な検討が必要といえるでしょう。

また、登録児童数の増加とともに、要支援児も増加しているなかで、個別の配慮を行う必要があり、一人ひとりの児童と向き合う時間を十分に確保することが求められています。しかしながら、コロナ禍により中止・縮小としてきた事業の制限が徐々に解消していくなかでも、感染症対策として館内の換気や消毒作業等も継続していく必要があり、コロナ禍以前より職員の負担が大きくなっているのが現状です。いかに職員の事務負担を軽減し、児童と向き合う時間を確保していくのか、大きな課題であると考えます。

さらに、長期化するコロナ禍により、感染対策を優先する生活が今もなお続いています。こうした状況は児童へ大きなストレスを与えていると言えます。また、家族などの取り巻く環境へも影響を与えるコロナ禍においては、児童だけでなく保護者へも大きなストレスを与えていることから、教育委員会はもとより、区役所や児童相談所、アールなどといった関係機関と情報共有を行い、どのように家庭支援を行っていくか検討を進めていく上で、さらに連携を図っていく必要があるといえるでしょう。

そして、コロナ禍においては、地域の方を交えた行事や学生ボランティアとの遊びの活動等、これまで地域の人材資源に支えられてきた行事や活動に制約が生まれました。子ども達の遊びを充実させるためには、地域人材の活用は必要不可欠であることから、感染予防と活動の充実の両立が求められます。前述の好事例を参考にしながらも、それぞれの地域の実情等に応じた工夫ある取組みにより、多くの児童や大人と幅広く交流し、多様な体験・活動を行う機会を通じて、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育てていくことができる環境となることが期待されます。

7.2 放課後子ども教室について

コーディネーター等による様々な活動の創意工夫、学校との連携により、コロナ禍での活動内容も定着してきた一方で、児童館や地域の保育園、福祉施設や町内会などとの交流・連携事業の再開は、これからの教室が多いようです。学習支援に留まらず、それぞれの地域に根差し、伝承されてきた文化や自然に関わる体験活動を、子どもから高齢

者まで世代間交流も交えながら、子どもたちが学び、そして地域の大人たちの生涯学習にもつながっていくことが本事業の大きな魅力の一つと言えます。地域の人材・資源を活かした素晴らしい取り組みを絶やすことがないよう、今後も、子どもたちや地域の活動者の健康管理、マスク着用や手指消毒など基本的な感染防止対策を継続・徹底していくのはもちろんのこと、感染症の推移を注視しながら、従前の活動の再開の時期の検討や活動内容の工夫を図っていくことが期待されます。

8 おわりに

本委員会では、令和3年度から令和4年度までの2か年において、アンケート調査によりコロナ禍における実施状況の変化等を把握し、両事業の今後の在り方を審議し、その提案に向けた検討を行ってきました。

児童クラブは利用ニーズの増加や対象学年の引上げに伴う登録児童数の増加に対応するため、児童館のほか、小学校の教室等を活用したサテライト室により受け皿を確保しているところですが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、児童同士の適切な距離の確保がより課題として浮き彫りになりました。児童の生活の場・遊びの場として、その健全な育成を図ることにつながるよう、施設的环境整備はもちろんのこと、ICTの利活用による事務負担の軽減、職員の資質向上を図っていくことが重要と言えます。

放課後子ども教室は地域の人材・資源を活かして実施する事業です。次代を担う子どもたちの学びの環境の充実のためにも、地域の協力者を絶やさないう、学校と地域の更なる連携を深めるとともに、様々な機関とのネットワークを構築し、関係者の力も取り入れながら、事業運営のスキルアップを図っていく取り組みが不可欠です。平成20年度に開始した本事業は、徐々に開設教室数が増え、令和4年6月1日現在、市立小学校27教室で開設されています。地域の協力者を得ての事業になることから、量的な目標設定には馴染まないものと思われませんが、令和4年度末には市内全ての市立学校でコミュニティ・スクールが導入される予定です。学校運営協議会において、「地域でどのような子どもを育てるか」について学校・地域の連携協働のもと熟議がなされる中で、文化・自然に関わる地域資源の伝承や基礎学力の定着など、それぞれの地域で掲げる目標や課題解決の一つの手法として、放課後子ども教室事業が展開されていくことを期待しています。

終わりの見えないコロナ禍の中においても、安全な子どもの放課後の居場所は確保し続けなければいけません。両事業においてはこれまでも連携を図ってきましたが、様々な課題を有する中において、各地域の実情等に配慮しつつ、それぞれの事業のノウハウや好事例の共有について、さらに連携して取り組んでいく必要があります。

そうした観点から、本提案書では、両事業を実施・推進する上での参考となるよう、コロナ禍において参考となる工夫した取り組みを取り上げました。市に対しては、長期化するコロナ禍、そして、ポストコロナに向けて、事業運営の参考となるべく、両事業の運営主体に対し、本提案書の内容を共有することを求めます。

全ての児童が安全・安心な環境で放課後を過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、各事業における小学校、町内会、地域のボランティア等との連携をはじめ、地域の実情等に応じた工夫ある取り組みが推進されることを期待します。